

札幌市ふるさと納税返礼品等の募集に係る実施要領

1 趣旨・目的

この要領は、ふるさと納税制度による札幌市への寄附者に対するお礼の品やサービス（以下「返礼品等」という。）の募集について必要な事項を定める。

2 提供事業者の要件

札幌市が取り扱う返礼品等を提供する事業者（以下、「提供事業者」という。）は、別紙「札幌市ふるさと納税返礼品等基準（以下、「返礼品等基準」という。）」で示す基準を満たしている必要がある。また、札幌市では、ふるさと納税サイトのページ作成や寄附受納に係る業務のほか、返礼品等の発注・配送管理、代金支払、問合せ対応等について業務委託している。そのため、札幌市が当該業務を委託している事業者（以下「委託事業者」という。）が提供する管理システムを導入（インターネット通信環境が必要）して連携・協力して業務に当たることができ、直接、委託事業者と返礼品等の提供に関する契約締結が可能であることも要件となる。

なお、返礼品等として応募する製品の製造者やサービス実施者以外が申請することも可能だが、その場合は事前に製造者や実施者の同意を得た上で応募すること。

【提供する管理システムや返礼品等提供の契約についての問合せ先（委託事業者）】

株式会社 JTB ふるさと開発事業部（北海道駐在） 担当：柚木（ゆのき）・羽山
札幌市中央区北 1 条西 6 丁目アーバンネット札幌ビル 8 階

TEL：070-4308-6350

メールアドレス：t_yunoki719@jtb.com CC)n_hayama122@jtb.com

問合せ時間：平日 10:00～17:00

3 返礼品等の要件

札幌市が取り扱う返礼品等は、別紙「返礼品等基準」で示す基準を全て満たしている必要があるほか、今回の募集に当たっては、とくに下記の特記事項に記載する内容を踏まえた提案を募集する。

※「返礼品等基準」の要件を満たした商品やサービスが必ず返礼品等に登録されるわけではない。

※返礼品等として登録された場合であっても、法令改正等により返礼品等の取扱いが変更された場合や、一定期間における申込みが極端に少なく、寄附者の需要が見込めないと市が判断した場合などは、一定の猶予期間を設けて返礼品等の登録を解除する場合がある。

<特記事項>

○令和 4 年（2022 年）8 月で、札幌市が市制施行 100 周年を迎えるため、「市制施行 100 周年記念の限定返礼品」を募集する。限定返礼品の考え方については、全く新しい商品・プランのほか、既存の商品・プランに新たな特典などの要素を別途加えて限定返礼品とすることも可能。提出書類・提出方法は通常の手順と変わらないが、申請書の返礼品等の名称欄に「市制施行 100 周年記念」と明記すること。

○返礼品等としてサービス（ア：宿泊、イ：観光・体験、ウ：食事）を提供する場合については、下記の内容を踏まえた提案を募集する。

ア 宿泊

旅行サイト等で予約できる一般的なプランは、多くが札幌市の返礼品等として導入済のため、今回は札幌市返礼品限定の「返礼品オリジナルプラン」を募集する。全く新しいプランのほか、既存のプランに新たな特典などの要素を別途加えてオリジナルプランとすることも可能とするが、新型コロナウイルス感染症により社会が大きく変革している中、新しい観光スタイルや楽しみ方などを踏まえた提案が望ましい。

《参考例》

- ・ ゆったり長期巣ごもり滞在プラン（通常より1泊当たりの割引率が高い、部屋食が可能、その他オリジナル特典のある限定プラン）
- ・ ○○満喫くつろぎプラン（露天風呂付き・eスポーツ専用客室など特定の楽しみを満喫できる環境を提供、札幌らしい食事やスイーツなどのお届けサービス等の特典がある限定プラン）
- ・ 文化のまち「さっぽろ」満喫プラン（演劇や音楽鑑賞とのセットプラン）
- ・ 医療ツーリズムプラン（提携医療機関の健診や人間ドックとのセットプラン）

イ 観光・体験

「ア 宿泊」と異なり、札幌市返礼品の限定ではない既存のプランやツアーも提案可能だが、新しい観光スタイルや楽しみ方などを踏まえた提案が望ましい点は同じ。

《参考例》

- ・ 密にならない「タクシー夜景名所めぐりツアー」
- ・ 手ぶらキャンプツアー（キャンプ場への送迎やレンタカー・場所代・テント・薪や炭・調理器具・食材等一式がセットになったお手軽ツアー）
- ・ さっぽろの自然を活かした「密にならない体験ツアー」（ラフティング、トレッキング、サイクリング、ガイド付きスキー、ワカサギ釣りなど）
- ・ さっぽろの雪を楽しもう！体験（お手軽スキー&観光プラン、たっぷりスキー&温泉プラン、スノーアクティビティ満喫プラン、イグルー（かまくら）づくり&ジンギスカンやアイヌ料理の体験プランなど）

ウ 食事

食事券は、特定の料理等（コース等）を提供する食事券または記載金額分だけ支払いに充当できる食事券とする。食事券は、特定の店舗だけで利用できる食事券とすることも、「グループ会社」「業界団体」の中で利用できる共通食事券とすることも可能。共通食事券とする場合は、決済や契約の主体となる代表事業者（代表団体）が必要であり、その代表事業者（代表団体）が応募者となる。

また、食事券で提供する特定の料理等（コース等）は、札幌市返礼品の限定ではない既存の料理等（コース等）を提案することも可能だが、「札幌らしさ」の工夫が盛り込まれていたり、利用者に「ふるさと納税おもてなし特典」（ドリンクサービスや1品おまけ等）があることが望ましい。

《参考例》

- ・ 「○○」～さっぽろ満喫コース（毎朝市場から直接仕入れている新鮮な魚介類をはじめ、様々な札幌の食を楽しむコース）
- ・ 札幌○○協会加盟店「さっぽろ満喫共通食事券（5,000円分）」（ラーメンやスープカレーなど様々な店舗があって食べ比べたいという方におススメ！）

4 提出書類・提出方法

応募者は、次の書類等をセットにして郵送又は電子メールで提出する。

電子メールの場合は、データ容量を4MB未満とすること。4MBを超える場合は、添付ファイルを複数に分けて送信するなど調整すること。

なお、応募にかかる費用の一切は、応募者の負担とする。また、提出された書類等は、応募者に無断で返礼品等の選定以外の用に使用しないが、返却しない。

(1) 札幌市ふるさと納税返礼品等提案書兼申請書（様式1）

・返礼品等の提案は5点以内とし、1点につき1部提案書兼申請書を提出すること。

・返礼品等の提案価格（提供事業者へ代金として支払う金額）は、荷造・箱・梱包代等の経費を含めた価格に消費税を加えて提案すること。ただし、返礼品等の送付にかかる送料については含めないこと。（返礼品等の送付は、基本的に委託事業者が提携している配送業者が行うため提供事業者へ送料の負担はない。また、それ以外の配送業者を利用する場合も市が費用負担する。）

なお、寄附者が返礼品等を受け取るのに必要な寄附金額については、返礼品等の提案価格に3分の10をかけた額（寄附額の30%が上限額）や送料等を踏まえて札幌市が定める。そのため、提案価格が下がれば必要な寄附金額も下がり寄附件数が増加する可能性があるので、送料のほか、ふるさと納税サイトの掲載料や仲介料などの負担がないこと等を考慮に入れ、提案価格を低減することが望ましい。

※参考例：商品提案価格 2,400 円、常温発送、箱サイズ 60 の場合に札幌市が定める寄附金額（商品サイズ等によって送料が異なるため、同じ提案価格であってもこのとおりの寄附金額になるとは限らない。） (2,400 円×10/3) +送料+サイト掲載料等 = <u>10,000 円</u>
--

(2) 誓約書兼同意書（様式2）

・提案する製品の製造者やサービス実施者以外が応募者となる場合は、製品の製造者やサービス実施者に「札幌市ふるさと納税の返礼品等」とすることについて、当該製造者やサービス実施者の同意を得た上で、誓約書兼同意書を提出すること。

(3) 返礼品等の写真、返礼品等の内容がわかる資料（パンフレット等）

・製品等のサンプルがある場合、それを札幌市に提供することでも可

(4) 会社概要がわかる資料（パンフレット等）

【書類の提出先】 郵送：札幌市総務局秘書部秘書課 ふるさと納税担当

（〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目）

Eメール：furusato@city.sapporo.jp

5 スケジュール

(1) 募集期間

令和4年6月27日（月）～9月30日（金）【郵便の場合は、9月30日消印有効】

(2) 選定の流れ

① 提案書兼申請書の内容が「返礼品等基準」を全て満たしているかについて、書面による内容審査を行い、市が総合的に返礼品等登録候補の可否を判断する。可否を判断する際、提案内容について応募者に対するヒアリング、製造地や提供サービス場所の現地確認、製品サンプルの提供要請等を行う場合がある。また、必

要に応じて、提案内容の変更等を市から提示することがある。

- ② 提案到着後、1か月程度を目途に登録候補の選定結果を通知する。ただし、提案の到着が集中したときは、通知が遅くなる場合がある。
- (3) 返礼品等の取扱開始
返礼品等が登録候補となった場合、札幌市の委託事業者と返礼品等の提供に関する契約を締結した後、正式に返礼品等として登録される。その後、1か月程度で各「ふるさと納税サイト」への掲載や取扱の準備を整え、返礼品等の寄附申込を開始する。
ただし、サービスの返礼品については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、別途、札幌市が寄附申込の開始日を決定する場合がある。

6 提供事業者となった場合の業務

提供事業者は、返礼品等の提供に当たり、下記業務を合わせて行うものとする。

- (1) 委託事業者からの発注に基づき、寄附者が指定する配達先へ返礼品や利用券などの発送事務を行うこと。また、サービスの返礼品の場合は、事前の予約等の対応を含め、適切に寄附者等へサービスを提供すること。
- (2) 返礼品等の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、委託事業者と連携し、真摯に対応して解決に努めること。なお、品質等に関する苦情等の対応や補償等に要した費用について札幌市は一切の責任を負わない。
- (3) 札幌市又委託事業者からの求めに応じて、「ふるさと納税サイト」などで返礼品等を紹介するための説明文や画像データなどを提供すること。

7 返礼品登録の解除

次のいずれかに該当した場合は、返礼品等の登録を解除できるものとする。

- (1) 提供事業者から登録解除の申し出があり、札幌市がそれを認めたとき。
- (2) 返礼品等又は提供事業者が別紙「返礼品等基準」を満たさなくなったとき。
- (3) 返礼品等の生産、製造もしくは販売・提供が停止されたとき。また、返礼品等の製造者やサービス実施者以外が提供事業者となっている場合に、札幌市ふるさと納税の返礼品等とすることについて、当該製造者や実施者の同意が得られなくなったとき。
- (4) 返礼品等の品質等に対する苦情等について、提供事業者には責任があるにもかかわらず、改善される見込みがないとき。
- (5) 札幌市や委託事業者、寄附者などに重大な損害を及ぼす行為があったとき、又はその恐れがあるとき。
- (6) 返礼品等に対する申込みが極端に少なく、寄附者の需要が見込めないと札幌市が判断したとき。
- (7) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

8 その他

- (1) 提供事業者として知り得た寄附者の個人情報、返礼品等の提供に関する業務（返礼品等の送付など）以外の用に供することなく、適正に管理すること。提供事業者には該当しなくなった後も同様とする。
- (2) 返礼品等の内容や代金等の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情により、変更しなければ返礼品等の提供が困難な場合は、札幌市及び委託事業者と提供事業者で別途協議の上、対応する。

また、提供事業者が新たな返礼品等の登録を希望するときは、新たな返礼品等の提案について札幌市及び委託事業者に対して協議を求めることができる。

(3) 返礼品等は、寄附者が寄附申込時に当該返礼品等を選択した場合に提供を依頼するものであるため、返礼品等が登録されたとしても売上が確約されるものではない。

(4) 札幌市が行う返礼品等の広報については、寄附者からの申込状況や広報事業者からの提案等に基づき、札幌市が協力を依頼する提供事業者や返礼品等を適宜決定することがあるほか、掲載順序などについては札幌市が決定する。

(5) 返礼品等に登録された商品やサービスが札幌市の返礼品等として採用されていることを製品等のPRのためにホームページ等で紹介することや、返礼品等を発送する際に自社の製品やサービスのパンフレットを同封することは可能である。

ただし、返礼品等の提案名やPRにおいて、「お得」や「コストパフォーマンスが良い」などのように、比較対象が明確でなく適切な選択を阻害するような表現は使用しないこと。(対象となる返礼品等の内容量や卸価格を自社の通常製品と比較して優遇している場合など、その理由を「ふるさと納税限定のため増量」「訳あり(〇〇のため)」というように明記することは可)

(6) 返礼品等の品質・梱包及び必要数量の不足・欠品や発送誤り等において問題が生じるなど、提供事業者の責任により寄附者への対応が必要となる場合、それらに要する費用(代替品等による補償、交換、回収及び再送費用など)は、提供事業者の負担とする。

(7) 本要領に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。ただし、疑義が生じた場合は、協議によるものとする。

9 問合せ

この公募に関する問合せは、下記の問合せ先に電子メールで行うこと。

なお、寄せられた問合せには、電子メールで回答するとともに、内容に応じて札幌市ホームページ上に回答内容を公表することがある。

【問合せ先】札幌市総務局秘書部秘書課 ふるさと納税担当

Eメール：furusato@city.sapporo.jp